

# 福島市オープンデータ事業基本方針

## 1 目的

オープンデータとは、地方自治体等が保有する公共データを機械判読に適した形式で、二次利用が可能な形で公開するものであり、これにより行政の透明性や信頼性の向上を図り、市民協働を推進するとともに、経済の活性化や行政の効率化を図ることを目的とするものである。

国においても平成24年7月に「電子行政オープンデータ戦略」を、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」を掲げ、オープンデータの推進を図っていることから、これに基づき、本市におけるオープンデータ事業推進の基本方針を定めるものである。

## 2 データ公開の方針

- (1) 本市の保有するデータは積極的に公開する。  
ただし、「4 公開しないデータ」に該当するデータについては公開しない。
- (2) データは機械判読に適した形式で公開するものとし、アプリケーションなどで利用しやすいデータ形式とする。
- (3) 公開するデータは、制限を設けず、すべて二次利用を可能とし、クリエイティブコモンズ表示 2.1 日本ライセンスの下に提供するものとする。  
なお、公開したデータの二次利用により第三者が損害を生じた場合、本市は一切の責任を負わないこととし、この旨明示する。

## 3 データ公開の運用・管理手順

- (1) データの公開は、福島市ホームページにより行うものとする。
- (2) データは、最新のを公開するよう努めるものとする。
- (3) 年度ごとに更新されるデータについては、最新のものだけでなく、可能な限り、過年度のデータも公開するものとする。

## 4 公開しないデータ

- (1) 福島市個人情報保護条例に定める個人情報
- (2) 公開することにより、特定の個人等に不利益を与える可能性のある情報
- (3) 福島市情報公開条例で開示しないことができるとされている情報

## 5 その他

本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

平成28年11月14日 福島市地域情報化推進本部決定